**11　個人情報保護と人権**

1. **改正個人情報保護法の成立**

2015（平成27）年9月3日、個人情報保護法の改正法が、改正マイナンバー（社会保障・税番号）法とともに、衆議院本会議で可決・成立した。2005（平成17）年4月の全面施行以来、10年を経ての本格的な同法の改正である。

IT技術の進展に伴い、ビッグデータを活用した新産業の創出に対する期待が高まる一方で、後記のベネッセ事件や年金機構事件など、情報漏洩事件への対応が求められるようになった。

改正法では、「匿名加工情報」の定義を新設し、本人の同意なく目的外利用や第三者提供を可能とする枠組みを導入した。また、現行法では主務大臣が監督しているところ、内閣府の外局として「個人情報保護委員会」を新設し、個人情報保護に関する権限を集約し、監督の一元化を図ることにしている。さらには、センシティブ情報（要配慮個人情報）の取扱いに本人の同意を要求し、オプトアウト方式の第三者提供に個人情報保護委員会への届出を義務づけるなど、実務的にも重要な改正がなされている。

**（２）ベネッセ事件と年金機構事件の教訓**

2014(平成26)年夏に発覚したベネッセコーポレーションの顧客情報漏えい事件では、現行法の問題点もいくつか浮き彫りになった。

ベネッセ事件で流出したのは、本来的に脆弱な立場にある子どもたちの個人データであった。これらが自由に流通すれば、未成年者の利益が不当に侵害される危険も高まる。また、第三者提供の制限（改正個人情報保護法23条）と名簿業者との関係も問題視された。さらには、委託先の監督（改正個人情報保護法22条）の実効性も大いに問題となっている。

さらに、翌2015（平成27）年には、日本年金機構における不正アクセスによる情報流出が判明した。同事件は、ほぼ全国民が関係する個人情報だけに社会に衝撃を与え、個人情報保護対策がよりいっそう求められるものとなった。

**（３）われわれ弁護士はどう行動すべきか**

われわれ弁護士としては、こうしたベネッセ事件や年金機構事件の教訓を踏まえ、人権保護の観点から、改正法の解釈・適用に努めなければならない。また、マイナンバー法の影響についても、同様に監視が必要である。

改正個人情報保護法に関する具体的な詳細は、政令や2016（平成28）年1月設立予定の個人情報保護委員会の規則に依るところが大きい。したがって、まずは今後の具体的なルールづくりを注視するとともに、場合によっては意見発信も検討すべきである。

特に匿名加工情報については、ビッグデータの有効活用という効用を十分に理解しながら、不当に個人の権利・利益を侵害されないような配慮を具体的に検討していかなければならない。また、改正法では、これまで適用対象でなかった小規模事業者も個人情報取扱事業者とされるため、中小企業法務の分野でも個人情報保護が重要な課題となろう。

なお、改正法の施行期日は、公布から2年以内とされているから、それまでは従前の個人情報保護法（現行法）が適用されることに留意しなければならない。

こうした改正法下の課題の一方で、個人情報漏えいを警戒するあまりの様々な「過剰対応」も依然として認められるところである。また、実務面では、弁護士法23条の2に基づく弁護士会照会に対して、これを第三者提供の制限（個人情報保護法23条1項）を口実にして拒否されるような事案も依然として見受けられる。われわれ弁護士としては、人権擁護や社会正義の実現のための弁護士活動が制約されるような事態には、的確に対処しくべきである。